その他告示

○厚生労働省告示第二百七十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十六　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第十六　感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
一・二　（略）	一・二　（略）
三　都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	三　都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保
1・2　（略）	1・2　（略）
3　都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、本庁に統括保健師を配置するとともに、保健所に保健所長を補佐する総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。	3　都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である。
四・五　（略）	四・五　（略）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市山下字治次郎五〇四三の一、五〇四三の四、五〇四五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町富山字字都上一六五九・一六六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町北俣字野段原四三二二の七、四三二二の一四、字竹元五七五二の三、五七五三の七、五七五三の八、五七五五の一、字上粟谷六二七六の一、六二七七、字瀧谷六三一一の一、六三一一の四、六三一一の五、六三一七の三、六三一九の二、六三二六の一、六三二六の二、六三二六の七、六三二八の三、六三三〇の一、六三三〇の二、六三三〇の一六、六三三六、六三三九の三、字南ノ谷七〇八九、七〇九〇の二、字松峯七七八二の一二、字焼尾八七一七の八、八七一七の七〇、八七一七の八〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字前坪キ三八二三、三八二七の一、三八二七の三から三八二七の五まで、三八三一、三八三七、字下ヲコキ場三八六九の一、三八八四の一、字麦ヶ迫四二七九、字観音段四二九七の二、字ヲコキ場谷四三〇四の二、四三〇六、四三一二、字狩谷四三一九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町泊野字上川平四九二二の七、四九二二の一三、四九二二の四六、四九六二

二　指定の目的　水源の涵養